

公営住宅法施行令の一部を改正する政令案要綱

事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して定める数値の上限の引上げ及び下限の引下げを行うものとする。